


別添 2

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ
TYPE1/2/3）二次募集時の留意点及びスケジュール



二次募集時の留意点（TYPE1/2/3）

今回の二次募集においては、制度概要や様式、申請から採択の流れは一次募集と基本的に同様であるため、以下の一次募集開始時等に発出した最新の事務連絡及び関連資料を参照されたい。

制度概要資料

種別	発出日	資料名
TYPE1	2023/12/12	01_【別添1】デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ TYPE1/2/3等) 制度概要
TYPE2/3	2024/2/13	01_【別添1】デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ TYPE1/2/3等) 制度概要 増補版

FAQ

2024年3月19日 TYPES募集開始時発出

・02_【別添2】デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）Q&A集_増補版
（第3版増補版3版）

※一部資料はホームページにも公開しています

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/policy/policy1.html>

原則として一次募集・二次募集分を併せた数を申請上限数とするため、一次募集において採択された事業数を踏まえ、上限数に余剰がある団体のみ、今回（二次募集）の申請が可能。

（すでに採択された事業数が上限に達している団体は、二次募集への申請はできない）

申請上限数

都道府県

市町村（特別区を含む）

同一都道府県で最大9事業

同一市区町村で最大5事業

➤ 上記はTYPE1、TYPE2、TYPE3を含めた申請上限数を指す

※ただし、地域間連携事業において、「一定の地域間連携事業」に該当する場合は団体毎の申請上限数の枠外

※TYPE2/3は合わせて1団体1申請とすること

※TYPE5は実装タイプの申請上限数の枠外

➤ 一次募集で上限いっぱい申請を行い、仮に不採択となった案件がある場合は、その枠分について改めて申請が可能となる

令和6年能登半島地震に係る被災自治体については、提出スケジュールについて柔軟に対応したいと考えている。また、申請上限件数についても、申請予定事業の具体的な内容等をお伺いした上で、その緊急性や経緯等を踏まえて対応することを考えているので、事前にご相談いただきたい。

- Q** 一次募集で事前相談もしくは本申請を行わず、今回新規に申請を検討している案件も対象事業となるのか。
- A** 事前相談は今回募集している全類型（TYPE1/2/3、新規・再申請いずれも）を対象としている。
なお、従来どおりTYPE2/3は事前相談が必須となる。
- Q** 二次募集においても、単年度実装が必要になるか。
- A** 二次募集分においても、令和6年度末（2025.3.31）までの実装は必須。一次募集と比較すると執行期間が短くなるため、予算の議会承認スケジュール等も踏まえ、確実に年度内に実装が可能となるよう、事業のスコープ及びスケジュールに留意されたい。
- Q** 現状単費分の予算計上をしておらず、これから新規で計上する場合は、9月補正予算で対応すればよいか。
- A** 前提として、デジタル実装タイプ^(※)においては、Q&A集でも記載のとおり、申請時点で地方公共団体がいつ予算計上をするかについては何ら制約を課すものではなく、各団体の判断で適宜対応をいただきたい。現時点での予定は8月上旬に内示、8月中下旬に交付決定を予定しているが、状況に応じて前後する可能性はあり得る。
- (※) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ）Q&A集 第3版増補第3版 P.8 Q.2
- Q** 事業を早く進めるため、8月の交付決定よりも前に仕様書作成等を行うことは可能か。
- A** 仕様書作成や入札等の契約準備行為を行うことは可能だが、契約締結日が交付決定日と同日以降でない場合、事前着手となり、交付対象経費より除外されることになるので注意されたい。

デジタル実装タイプ：二次募集スケジュール


- 二次募集のスケジュールは以下の通りです。各期限においては必ず確認の上、余裕を持った提出にご協力願います。
- TYPE1の一部事業（一次募集での申請事業を再度申請するケース等）においては、追加様式（別紙1-6）の提出が事前に必要になりますのでご注意ください。

項目		【TYPE1】一次募集での 相談済等事業を再度申請するもの	左記以外の事業
事前相談等	開始日	5月13日（月）	
	【別紙1-6】締切日	<u>5月17日(金)10時</u>	（不要）
	締切日	<u>5月31日(金)10時</u>	
実施計画	開始日	6月17日(月)	
	締切日	<u>6月21日(金)10時</u>	
審査期間		7月～8月上旬	
内示・公表		8月上旬	
交付決定		8月中下旬	

※スケジュールは変更になる場合があります。

※TYPE2/3は事前相談必須となります。

再申請時（一次募集での不採択案件等）の留意点
※該当する自治体のみご確認願います



今回の二次募集において、一次募集での申請事業を再度申請するケース（例：事前相談を行ったが交付対象外事業となり本申請を行わなかった、本申請において不採択となった等）においては、国からの指摘事項等が改善されているかどうかを事前に確認するフローを実施する

対象事業

デジタル実装タイプの一次募集において

- ・ 事前相談済であり、国からのコメントを受領している事業
- ・ 本申請済であり、不採択コメントを受領している事業
- ・ 本申請において、条件付き採択にてコメントを受領し、その後取り下げをしている事業

➤ メール、電話、打ち合わせ、都道府県相談会等でコメントは受領したが、事前相談に至らなかったケースは対象外とする。

対応フロー

対象団体においては、「【別紙1-6】二次募集に向けての対応方針」を内閣府に提出する

- ・ 提出期限：5月17日（金）10時

- 当該様式の記入方法は、次項以降の記入方針をよく参照すること。
- 一次募集での申請事業の内容を組み替える場合でも、部分的にであっても当該事業の内容を継続して含む場合は、当該様式を作成すること（新規で追加した事業部分については、当該様式への記載は不要）。
- 当該様式受領後、内閣府にて内容を確認した後、速やかにコメントを付して返送する予定。各団体は、当該コメントを実施計画に反映したうえで、事前相談を行っていただきたい。

【別紙1-6】二次募集に向けての対応方針の記載例（1/4）

特に不採択理由として多かった事例を中心に、指摘内容及び対応方針の記載例を掲載しております。各団体が申請予定のサービスだけでなく、**全ての記載例について**よく確認いただいてから、申請願います

例) 事業の裨益対象が庁内のみ止まるケース

サービス	①一次募集時のコメント、指摘内容 (内閣府→自治体)	②指摘内容に対する対応方針（イメージ） (自治体→内閣府)
GIS	既存の統合型GISの情報を更新する事業であり、実質的に庁内の業務効率化を目的とする事業であるため、交付対象事業とは認められません	<ul style="list-style-type: none"> ・地域（市民や事業者）へ実装する新たなデジタルサービスとして「公開型GIS」を導入 ・当該サービスに必要な情報（①都市計画、②道路管理、③固定資産、④ハザードマップの4種類）を既存の統合型GISに追加予定 ・導入済みの統合型GISのシステムに関するランニングコストは経費に含めず申請
書かない窓口及び 庁内DX研修	庁内のDX研修について、職員のスキル向上及び時間外勤務削減のみを目的とするものであれば地域住民に裨益する経費とは認められず、申請事業から除外していただく必要があります。その場合、事業費について、地域裨益の認められる書かない窓口事業の経費のみ交付対象事業費に計上願います	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内のDX研修は経費に計上せず、自治体の単費にて対応することに変更 ・書かない窓口の経費のみ計上
校務支援システム	校務支援システムについて、申請書に記載の教職員の業務効率化に止まらず、校務支援システムの導入により、教員の業務負担の軽減が図られることで、どのように児童・生徒や保護者に裨益を及ぼし得るのかという観点で事業内容を見直し願います	<ul style="list-style-type: none"> ・校務支援システムの機能として、保護者との連絡帳機能等、児童生徒保護者への裨益効果を直接提供できる役務の導入を主目的とした事業とする ・上記と同時に、実際に利用する保護者にとってのアウトカムを直接測定できるKPI（生徒との面談回数、満足度等）を追加

【別紙1-6】二次募集に向けての対応方針の記載例（2/4）

例) 既存事業の継続が主目的であるケース

サービス	①一次募集時のコメント、指摘内容 (内閣府→自治体)	②指摘内容に対する対応方針（イメージ） (自治体→内閣府)
ホームページの更新	CMSの更新のみを目的とした「ホームページリニューアル導入委託料」については、既存のHPの更新を主目的とした経費であり、新規サービスと同等のサービス拡充とは認められないため、対象外経費となります	<ul style="list-style-type: none"> ・当該ホームページリニューアルに関する経費に関して、実施計画及び経費から除き、「新規コンテンツ関連経費（AIチャットボット、翻訳サービス）」のみ計上し、申請
公開型GIS	本事業は統合型GISの更改に係る経費が太宗を占め、既存のGISの更新を主目的とする事業であることから、新規サービスと同等の拡充ではなく、交付対象事業とは認められません	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のGISの更改に係る経費を除外 ・公開型GISの拡充として、新規に追加する「道路管理」「防災情報」の実装に関する経費のみ計上し、当該追加サービスのKPI（アクセス数等）を設定
防災関連事業	本申請内容は2つのサービス（①防災アプリ②カメラ設置による防災情報のリアルタイム配信）が含まれておりますが、①防災アプリの事業は、令和4年度補正分の申請内容との明確な差分が確認できないことに加え、令和4年度補正分のランニングコストが経費の大半を占めている点からも、交付対象事業とは認められない	<ul style="list-style-type: none"> ・①防災アプリに関する経費を除外し、②カメラ設置による防災情報のリアルタイム配信のみを申請

【別紙1-6】二次募集に向けての対応方針の記載例（3/4）

例) ハード整備（ネットワーク環境整備・端末購入等）が事業費の太宗を占めるケース

サービス	①一次募集時のコメント、指摘内容 (内閣府→自治体)	②指摘内容に対する対応方針（イメージ） (自治体→内閣府)
教職員用端末・校内ネットワークの整備	本事業は、校内ネットワーク環境整備及び教職員の端末整備を主たる目的とする事業であるため、交付対象事業とは認められない	<ul style="list-style-type: none"> ・校内ネットワーク環境整備と教職員用PC購入は実施計画から除き、デジタルサービス（保護者連絡ツール）の実装の経費のみ計上し、申請
公共施設へのキャッシュレス及びデジタルサイネージ・Wi-Fi整備	公共施設におけるWi-Fi整備（20施設）に係る費用が事業費の太宗を占めていますが、デジタルサービスの実装（キャッシュレス決済、デジタルサイネージ）に必要な範囲を超えているため、対象経費として認められません	<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fi整備のみを行う施設分「15か所」の経費に関しては計上しないこととする ・当該サービスを実装するのにWi-Fiが必要不可欠（既存施設にはNWがなく、有線では接続困難な場所にサービス設置）であるため、当該施設における「光回線の工事費用」及び「Wi-Fi機器設置費用」のみを経費に計上
介護認定のデジタル化	本事業は、タブレット端末を購入しオンライン会議システムに連携するのみであり、タブレット機器の購入を主たる目的とした事業であることから、デジタルを活用したサービスを実装する取組ではないため、交付対象事業とは認められない	<ul style="list-style-type: none"> ・タブレット端末の購入費用を経費から除外します（運用に必要不可欠な市の管理PC 1台のみ計上を予定） ・デジタルサービス（オンライン会議システム）の実装の経費のみ計上し、申請

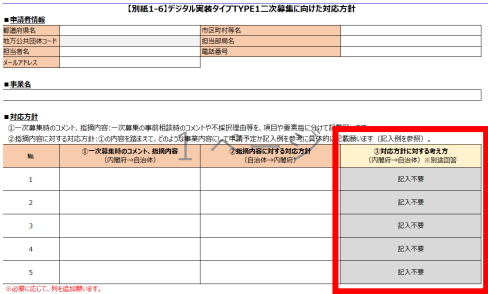
【別紙1-6】二次募集に向けての対応方針の記載例（4/4）

例) KPIの設定が不適切であるケース

サービス	①一次募集時のコメント、指摘内容 (内閣府→自治体)	②指摘内容に対する対応方針（イメージ） (自治体→内閣府)
サービスごとのKPIが設定されていない例	KPIについて、本事業で補助金の対象とする（農薬散布ドローンや自動運転トラクター等）サービスごとの適切な設定がなされておらず、申請要件を充たしていないため、交付対象事業とは認められない	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の対象としている「①農薬散布ドローン」と「②自動運転トラクター」それぞれのサービス毎にKPIを設定 ・それぞれの利用者数をアウトプットに設定の上、アウトカムには①農薬散布面積、②自動運転による耕地面積、もしくは収穫増加数を設定
KPIの内容が適切でない例	現在設定されているKPI（アウトプット：職員時間外の減少、アウトカム：職員の満足度向上）は、いずれも本事業の実施による職員(教師)にとっての効果を示すものとなっていることから、児童生徒及び保護者にとっての活動指標及び効果を示すKPIに見直し願います	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプットに、システム（保護者連絡ツール）を利用した保護者数 ・アウトカムに、システム利用した保護者の満足度をそれぞれ設定
KPIが横置きになっている例	AIオンデマンドバスのKPIの利用者数の推移が、毎年度横置きの数値設定のみとなっていますが、年々改善が図られるべきであり、事業実施による裨益効果を測る適切なKPIが設定されておらず、現在の記載ぶりでは、交付対象事業とは認められない	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトプット指標案：「AIオンデマンドバス利用乗客数」を毎年利用者数が増加（200名→500名→1000名）するように修正

【別紙1-6】二次募集に向けての対応方針の提出方法

【別紙1-6】二次募集に向けての対応方針の作成については、以下のフローで対応願います。

	項目	概要																								
1	内閣府への提出	<p><u>提出期限：令和6年5月17日（金）10時まで</u></p> <p>該当する自治体は別紙1-6のみを作成し、内閣府へ提出してください。 （実施計画(PowerPoint)及び実装計画に係る事業経費内訳及び運営計画に係る収支予定(Excel)はこの時点では提出不要です。）</p>																								
2	内閣府からの回答	<p>提出を受けた対応方針を踏まえ、今後の申請可否等を内閣府からコメントいたします。</p> <div data-bbox="513 811 998 1102">  <p>【別紙1-6】デジタル架設タイプTYPE1二次募集に向けた対応方針</p> <p>■申請者情報</p> <p>申請者種別 自治体種別名称 地方公共団体コード 提出者名称 提出者名 電話番号 代表者氏名</p> <p>■事業名</p> <p>■対応方針</p> <p>①一次募集時のコメント、内閣府から一次募集の事業相談時のコメントや不採択理由等も、提出作業開始に合わせて提出してください。 ②採択内容に対する対応方針：①の内容を踏まえて、①および②の事業内容に対し、申請予定の投入割合を定めてください。 ③対応方針に対する考え方（内閣府へ提出時）※別紙1-6</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>№</th> <th>①一次募集時のコメント、相談内容 (内閣府へ提出時)</th> <th>②採択内容に対する対応方針 (自治体へ提出時)</th> <th>③対応方針に対する考え方 (内閣府へ提出時) ※別紙1-6</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>記入不要</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td>記入不要</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td>記入不要</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td>記入不要</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>記入不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>※必要に応じて、列を追加します。</p> </div> <p>提出をいただいた対応方針に対して、赤枠内に内閣府よりコメントをお返します。</p>	№	①一次募集時のコメント、相談内容 (内閣府へ提出時)	②採択内容に対する対応方針 (自治体へ提出時)	③対応方針に対する考え方 (内閣府へ提出時) ※別紙1-6	1			記入不要	2			記入不要	3			記入不要	4			記入不要	5			記入不要
№	①一次募集時のコメント、相談内容 (内閣府へ提出時)	②採択内容に対する対応方針 (自治体へ提出時)	③対応方針に対する考え方 (内閣府へ提出時) ※別紙1-6																							
1			記入不要																							
2			記入不要																							
3			記入不要																							
4			記入不要																							
5			記入不要																							
3	実施計画への反映	<p><u>提出期限：令和6年5月31日（金）10時まで</u></p> <p>内閣府からのコメントを踏まえ、実施計画(PowerPoint)及び実装計画に係る事業経費内訳及び運営計画に係る収支予定(Excel)に対応方針を反映し、提出期限までに事前相談として提出願います。</p>																								



<デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ 制度全般>

内閣府地方創生推進室／内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

担当：小野、鈴木、伊藤（担当参事官：景山 忠史）

電話：03-6257-3889 Eメール：digitaldenen-kofukin.f7k@cao.go.jp

<デジタル田園都市国家構想交付金 デジタル実装タイプ TYPE2/3 モデル性審査>

デジタル庁国民向けサービスグループ

デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ TYPE2/3）担当

担当：野口、名倉、阪野、小林（担当参事官：松田 昇剛）

電話：03-6872-6250 Eメール：dd-type2.3@digital.go.jp

※情報、回答の統一的整理のため、原則メールでの問い合わせをお願いします。